

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

# 安全スタッフ

特集

## 危険源洗出表で災害の芽を摘む

リスクアセスメントを工事現場へ浸透

橋本店

ニュース

## 「健康経営」実践企業を顕彰

経産省 優良法人の認定始まる

ズームアップ

## 大規模現場 8割が危険感受性低下感じる

東京・中央労基署 アンケート結果

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは

 0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2274

2017

1/15

## 社労士が教える

## 労災認定の境界線

&lt;執筆&gt;

一般社団法人SRアップ21  
社会保険労務士 小泉事務所  
東京会

所長 小泉 正典

## 第235回

## ■ 災害のあらし ■

化粧品の卸・小売会社に勤務するAが、会社の定期健康診断を受診。採血のときに腕に鋭い痛みを覚えたため採血担当の看護師に申し出、すぐに採血は中止されたものの、その後も採血した箇所の腫れや痛み、しびれが続いたため医療機関を受診したところ、神経障害と診断された。

## ■ 判断 ■

Aの神経障害の原因が、会社での定期健康診断に伴う採血であり、使用者の管理下にある状況（業務遂行性がある）であり、定期健康診断受診中ということで業務起因性も認められ、業務上と判断された。

## ■ 解説 ■

労災と判断されるには、その災害が業務に起因したものであるかどうかの業務起因性、業務遂行中に発生したものであるかどうかの業務遂行性が確認され、判断がなされる。業務遂行とは、事業主の支配や管理下にある状態で発生したものである。

定期健康診断は、労働安全衛生法第66条1項（事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない）また、労働安全衛生規則第44条1則（事業者は、常時使用する労働者（第45条第1項に規定する労働者を除く）に対し、1年以内ごとに1回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない）に定められている通り、使用者にその実施が義務付けられており、違反した場合は50万円以下の罰則もある（労働安全衛生法第120条）。また労働者は、自己の体調管理に努めるため、健康診断を受診する義務が

ある。労働安全衛生法では労働者の健康診断受診義務違反について罰則などは特に定めてはいないが、判例では健康診断の受診を職務上の命令として命じることができ、受診拒否に対しては懲戒処分が認められた事例もあり、定期健康診断は使用者の命令＝管理下にある、つまり業務遂行性があると考えられる。

また、一般健康診断項目は①既往歴および業務歴の調査、喫煙歴、服薬歴などの調査②自覚症状及び他覚症状の有無の検査③身長（※1）、体重、視力および聴力、腹囲（※2）の検査④胸部エックス線検査および喀痰検査（※3）⑤血圧の測定⑥貧血検査（赤血球数・血色素量）⑦肝機能検査（GOT（AST）・GPT（ALT）・ $\gamma$ -GTP）⑧血中脂質検査（LDL コレステロール・HDL コレステロール・トリグリセリド（中性脂肪））⑨血糖値 or HbA1c ⑩心電図検査⑪尿検査：尿糖と尿蛋白——以上の11項目を定めており、年齢により省略可能な検査もあるが、基本的には採血は必須となっている。

（※1）20歳以上の者について身長は測定省略が可能（※2）40歳未満のもの、妊婦、BMIが20未満のものなどは医師の判断で省略可能（※3）胸部エックス線検査で病変が確認できない場合は省略が可能（※4）血糖検査を実施する場合は省略可能→検査が必須。⑥～⑩は、40歳未満（35歳は除く）の者は省略可能）

神経障害とは、採血時に穿刺した針によって穿刺部位付近の神経が損傷されることで、採血後に一定の時間が経過した後（通常は翌日以降）も採血部位の近くにある神経の支配領域に疼痛、感覚異常、運動機能以上などの神経損傷による症状が残存する場合があります。採血約1万～10万回に1回起こるといふ報告がある（参考：愛媛県看



護協会より）。定期健康診断に伴う採血となれば、受診者は拒否できず、その採血が元で障害が起こったとなれば、業務（定期健康診断受診）が原因で発生したもの、つまり業務起因性も認められることとなる。

採血時の合併症としては、神経障害以外にも、血管迷走神経反応、止血困難、皮下血腫、アレルギー、過敏症などがあり、重症の場合は何年にもわたり痛みやしびれが持続したり、日常生活にも支障をきたすことも、稀だが起こり得る。また重症化した場合、長期的な治療や痛みから心因的に別の体調不良を引き起こす可能性がある。こうなると業務を休みがちになったり、休職してしまうことも考えられる。体調管理のための健康診断で障害を負うことになる本末転倒だが、症例としては実際に確認されている。採血だからと軽く考えず、定期健康診断後、たとえ数日またはそれ以上経過していたとしても、労働者から腕のしびれや採血箇所の腫れといった違和感の申告があった場合は、原因が定期健康診断の採血と断定できれば労災となる可能性が高い。事実確認を取ったうえで、労基署への相談や労災請求が必要になる。

◇SR アップ 21 : [www.srup21.or.jp](http://www.srup21.or.jp)